

岩手県監査委員告示第 10 号

監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 32 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年 3 月 6 日

岩手県監査委員 中 平 均  
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
 岩手県監査委員 菊 池 武 利  
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 商工労働観光部労政能力開発課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 8 月 4 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 9 月 8 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
緊急雇用対策施設等整備奨励補助金返還金の調定に当たり、返還命令後相当期間経過してから調定しているものが 2 件、14,950,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘のあった案件については、当該事案が発覚となった後、早急に予算調製課に報告を行うとともに、返還対象額の調定を行った。（平成 19 年度中に措置済み） 今後は、毎月所属内で行うマンスリーレビューの場で業務管理を行い、返還事例の有無、進捗状況を所属長がチェックすることとした。 また、返還事例が生じた際は、商工企画室、予算調製課等各課と返還命令前に事前協議を行うことを徹底するとともに、事務処理を見直し、返還命令と調定に処理時期の相違が生じないように、併せて起案することとした。

2 (1) 監査対象機関名 総務部総務事務センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 8 月 6 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 9 月 10 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当の支給に当たり、支給割合の認定誤りにより支給していないものが 1 件、458,949 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給していない期末手当 458,949 円については、平成 20 年 7 月 25 日に追給した。 今後は、退職者について所属等からの情報を精査し、退職期間と給与の支給割合を確実に確認するとともに、職員の研修を徹底し、適正な事務執行と再発防止に努める。

3 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 7 月 8 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 8 月 28 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
産業廃棄物処理業等許可手数料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが 3 件、227,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	収入証紙収納額報告に当たっては、申請書に貼付、消印された収入証紙及び証紙収納額票を複数職員がチェックすることにより再発防止に努めることとした。

4 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局農林部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 7 月 8 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 8 月 28 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県有林分収交付金の支出に当たり、事業完了から著しく遅れて支出しているものが 2 件、139,970 円あったので適正な事務の執行に努められたい。	分収交付金交付状況一覧表を四半期ごとに回覧し、複数の職員がチェックすることにより再発防止に努める。

5 (1) 監査対象機関名 宮古地方振興局企画総務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 7 月 8 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 8 月 21 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
各部から報告のあった証紙収納額の報告に当たり、相当期間遅れて出納局長に報告を行っているものが 220 件、1,420,615 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	定例的業務の確認票を作成し、職員が相互に確認することにより、事務の遅延防止に努めることとした。

6 (1) 監査対象機関名 宮古地方振興局水産部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 7 月 1 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 8 月 21 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
小型漁船総トン数測定手数料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より少なく報告しているものが 2 件、52,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	平成 20 年 7 月 14 日付けで収納調定済み。今後は、収入証紙収納額報告に当たり、正副担当者で確認を行った上で、月末に再度チェックするなど再発防止に努める。

7 (1) 監査対象機関名 岩手県宮古保健所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 7 月 1 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 8 月 20 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報酬の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが、4 件、172,800 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	事務処理に当たっては、所属内共有フォルダ、パソコンのスケジュール機能等を活用し、事務処理スケジュールを所属内で情報共有することにより、自己管理の徹底を促すとともに所属内での相互確認を行い、再発防止に努めることとした。